

墨田区子ども計画

概要版

2025(令和7)年度-2029(令和11)年度

目次

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画期間.....	3
4 こどもの定義について.....	3
5 基本理念.....	3
6 あるべき姿.....	4
7 計画の推進.....	5

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について.....	7
1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨.....	7
2 計画策定の体制.....	7
第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状.....	8
第3章 めざす将来像と基本方針.....	9
第4章 めざす将来像の実現に向けた取組.....	10
基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	
基本方針2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	
基本方針3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	
基本方針4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	
基本方針5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	
基本方針6 子育てしやすい環境づくりを推進します	

第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について.....	13
1 墨田区若者計画策定の趣旨.....	13
2 計画策定の体制.....	14
第2章 墨田区における若者を取り巻く現状.....	14
第3章 めざす将来像と基本方針.....	16
第4章 めざす将来像の実現に向けた取組.....	17
基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	
基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	
基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	
基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	

第Ⅰ部 墨田区こども計画の策定にあたって

1 墨田区こども計画策定の背景と趣旨

本区では、平成 27 年 3 月に「すみだ子育て・子育て応援宣言―墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画―」を、令和 2 年 2 月にはこれを継承した「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、「子どもの最善の利益を優先するまちすみだ」を基本理念として、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。また、平成 31 年 3 月には、「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

国は、令和 5 年 4 月にこども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法としてこども基本法を施行するとともに、こども家庭庁を発足しました。それに伴い、令和 5 年 12 月にこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」を策定し、全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

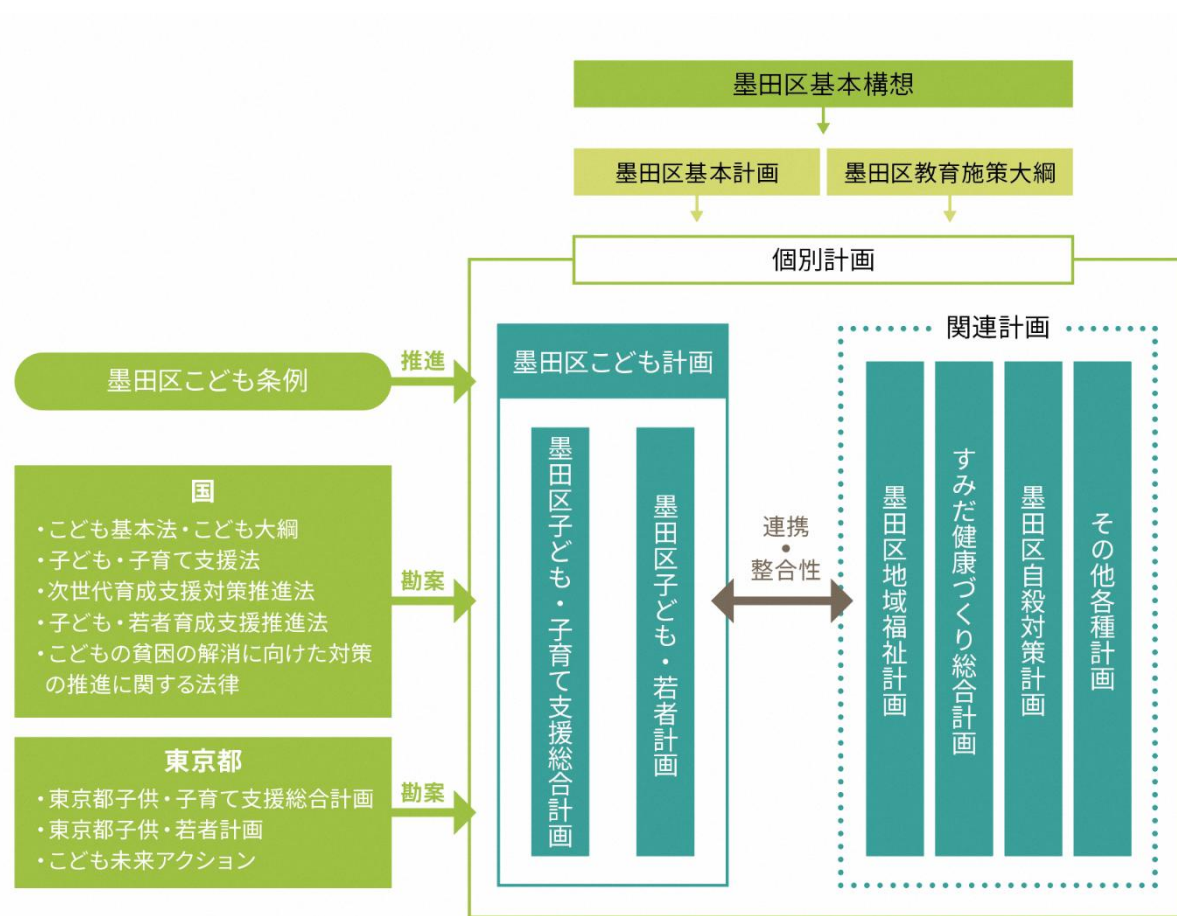
こうした状況を踏まえ、本区においては、誰一人取り残さないこども・子育て支援や、配慮が必要なこどもや保護者への支援、こどもの居場所づくり等の喫緊の課題や、DXやSDGsの推進等の社会情勢の変化に対応するため、「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を令和 5 年 10 月に策定し、新たに「こどもまんなかすみだ」の実現をめざすこととしました。常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなかすみだ」をより一層推進するとともに、こどもの大切な権利を明示した「墨田区こども条例」（令和 7 年 4 月施行）を推進するため、新たに「墨田区こども計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、国のこども大綱及び都の子供・子育て支援総合計画等を勘案し、墨田区こども条例の理念を推進するため、こども基本法に基づく市町村こども計画として策定するものです。

また、墨田区基本構想、墨田区基本計画及び墨田区教育施策大綱や、関連計画である墨

墨田区地域福祉計画及びすみだ健康づくり総合計画等との整合を図りながら、こども・子育て支援施策及び若者施策を総合的かつ一体的に推進するものです。



また、本計画の上位計画である「墨田区基本計画」において、政策や施策とSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の17の目標との関係性を明確にし、SDGsの目標を踏まえて区政運営を推進していくとしていることから、本計画においてもこの方針に沿って、SDGsの「誰一人取り残さない」という考え方のもと、策定しています。

関連するSDGsの目標



3 計画期間

本計画の期間は、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度の 5 年間とします。

4 こどもの定義について

本計画において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とし、法令等に根拠のある場合等を除き、ひらがなで表記します。これは、こども基本法の考え方に基づき、年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

5 基本理念

本計画の基本理念は、墨田区こども条例に基づき、以下のとおりとします。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けないこと。
- ② 全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。
- ③ 全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。
- ④ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ⑤ 全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑥ 子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。
- ⑦ 地域社会全体でこどもの育ちを支えること。
- ⑧ こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

6 あるべき姿

こどもまんなかすみだの実現

こどもまんなかすみだとは、常にこどもをまんなかに捉え、こどもや子育て家庭等の意見・視点を意識しながら、笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちの実現をめざすものです。

こどもやこどもの育ちを家庭や地域社会で支え、こどもの権利やこどもとの対話を大切にするこトで、人がつながる、こどもも大人も笑顔にあふれるまちをめざしていきます。

笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまち



7 計画の推進

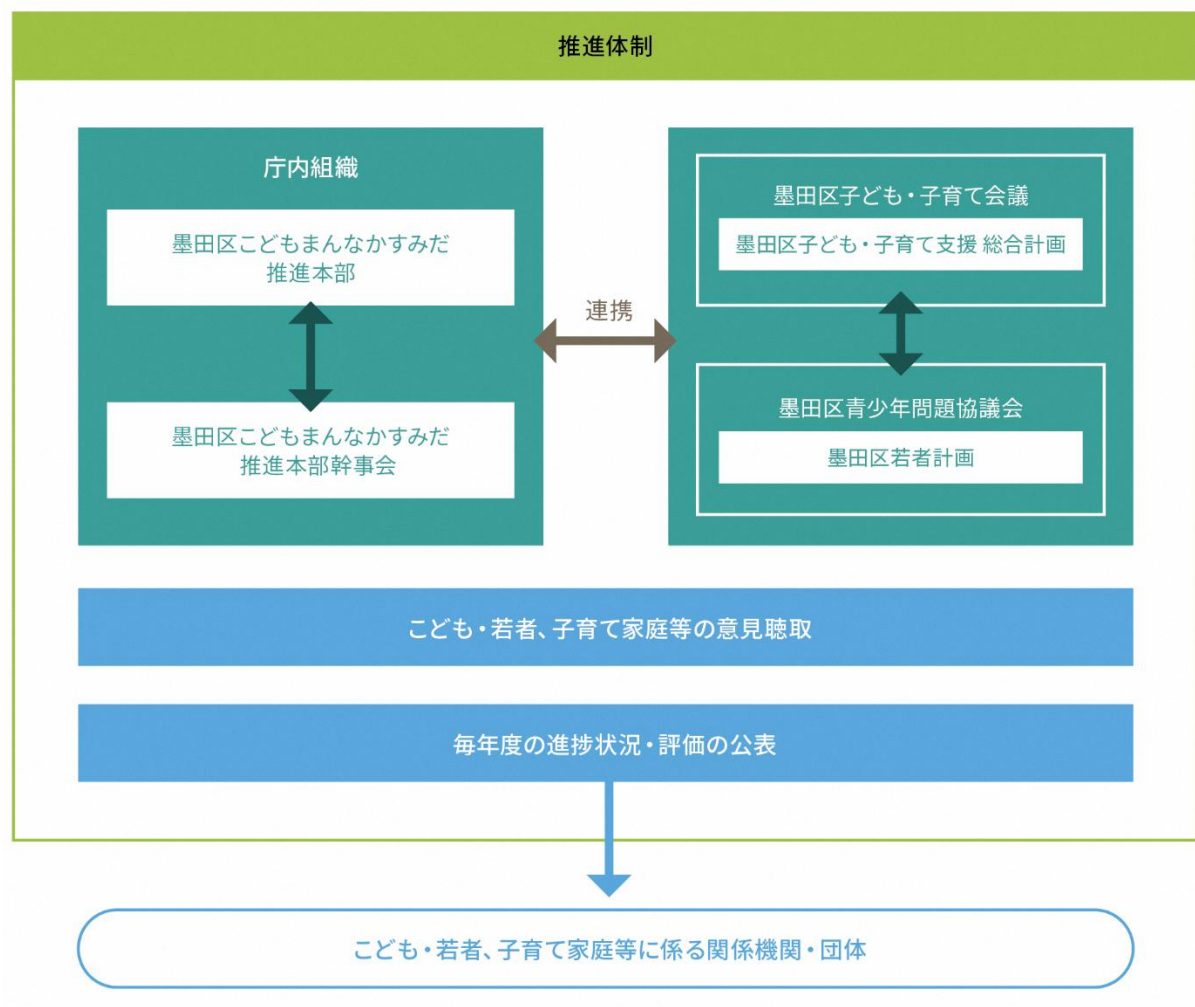
(1) 推進体制及び計画の進行管理

本計画は、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部において、計画全体の進行管理や評価を行っていきます。第Ⅱ部「墨田区子ども・子育て支援総合計画」については、墨田区子ども・子育て会議で、第Ⅲ部「墨田区若者計画」については、墨田区青少年問題協議会で、事業等の進捗管理を行っていきます。

また、本計画の推進にあたっては、こども・若者や子育て家庭等の意見聴取に努め、社会情勢に応じた施策の推進を図っていきます。

(2) 関係機関・団体との連携推進

区内の多様な関係機関・団体との連携や協働を推進することで、一層の施策の充実を図っていきます。



(3) 評価指標

計画の着実な推進を図ることを目的に、進捗状況を客観的に評価するための指標を設定し、計画期間経過後（令和 11 年度末）の目標値を定めます。評価指標は、計画全体と第Ⅱ部の「墨田区子ども・子育て支援総合計画」及び第Ⅲ部の「墨田区若者計画」のそれぞれで設けるものとし、次のとおりとします。

こども計画全体の指標

評価指標	現状値	目標値
『こどもの権利』がしっかりと守られている」と感じる割合	46.5%	60.0%
『自分のことが好きだ』と感じる割合	67.6%	80.0%
「墨田区のまちづくりや区役所の仕事について自分の意見や考えを言うことができる」と感じる割合	17.9%	50.0%

第Ⅱ部 墨田区子ども・子育て支援総合計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「親同士のつながりと子育て力が育成されてきている」と感じる割合	37.2%	45.0%
「幼稚園・保育所・認定こども園等の教育・保育事業が充実している」と感じる割合	63.8%	75.0%
「こどもの豊かな育ちを育む場・機会が充実している」と感じる割合	66.1%	80.0%
「保護が必要なこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	44.9%	50.0%
「子育て家庭への経済的な支援と生活が困窮しているこどもとその家庭への支援が整っている」と感じる割合	46.1%	53.0%
「子育てを協力・支えあえる地域のつながりがある」と感じる割合	45.5%	50.0%
「子育てにやさしいまちづくりが推進されている」と感じる割合	50.9%	60.0%

（※）墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査から設定

第Ⅲ部 墨田区若者計画の指標

評価指標	現状値	目標値
「いろいろなことに積極的に挑戦することができる」と感じる割合	65.0%	70.0%
朝食を毎日とる割合	43.8%	50.0%
週に 1 回以上運動・スポーツをしている割合（20 代）	68.0%	75.0%
自分の精神状態は健康であると思う割合	79.0%	85.0%
地域活動に参加していない又は参加したくないと思う割合	40.3%	35.0%
働いている割合（正規・非正規の被用者＋自営業・自由業）	81.0%	85.0%
無職の割合	5.8%	4.0%
収入、経済面に対する不安感の割合	44.1%	40.0%
これまでの人生のなかで、自殺したい、またはそれに近いことを考えたことがある割合	37.8%	30.0%
悩み事を誰にも相談したいと思わない割合	73.7%	65.0%
地域住民やボランティア団体によるパトロールなどの地域の防犯活動に参加したいと思う割合（20 代）	18.8%	25.0%
自分が知りたい区政情報を入手できている割合（20 代）	25.5%	30.0%

（※）墨田区若者実態調査及び第 28 回墨田区住民意識調査(令和 6 年度)から設定

第II部 墨田区子ども・子育て支援総合計画

第1章 墨田区子ども・子育て支援総合計画について

1 墨田区子ども・子育て支援総合計画策定の趣旨

国は、急速に進展する少子化に対応するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を、また、こども及びこどもを養育している人に必要な支援を行い、もって一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、平成24年に「子ども・子育て支援法」を制定し、総合的な少子化対策や、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を進めてきました。また、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するため、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和6年6月には、こども大綱を踏まえ、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正して、こどもの貧困対策のより一層の推進を図っています。

本区においては、平成27年3月に次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法に基づく「すみだ子育て・子育て応援宣言」を、令和2年2月に「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を策定し、こども・子育て支援施策を総合的に推進してきました。

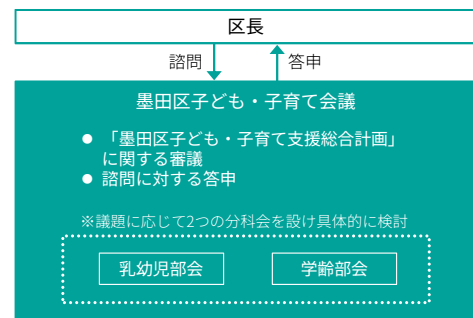
近年、こどもを取り巻く課題は複雑・多様化し、児童虐待、いじめ・不登校等のほか、こどもの貧困やヤングケアラーなどの問題が深刻化するとともに、配慮が必要なこどもと子育て家庭への支援や、子育て支援のサービスや利便性の向上、こどもの居場所の確保など、多岐にわたるさまざまな課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、全てのこどもが、希望にあふれ健やかに成長できるよう、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」を墨田区こども計画に包含し、より一層こどもや子育て家庭への支援施策の推進を図っていきます。

2 計画策定の体制

本計画の策定においては、学識経験者や区内のこども・子育てに関わる関係団体により構成する「墨田区子ども・子育て会議」にて諮問し、審議してきました。

墨田区子ども・子育て会議では、議題に応じて、構成者を「乳幼児部会」「学齢部会」に分けて具体的な検討を行ってきました。



第2章 墨田区におけるこども・子育てを取り巻く現状

本区の教育・保育施設の状況としては、保育所の利用者数は増加傾向にあります。保育施設の待機児童数は減少傾向にあり、区内の待機児童は解消に近づきつつあります。学童クラブに関しては、箇所数、在籍数ともに増加しています。待機児童は大きく減少しましたが、解消には至っておらず、引き続き対応が求められています。

上記の背景として、乳幼児や小学生を持つ家庭において共働き世帯が増えていることに加え、フルタイムの就労が増加している状況があり、今後もこれらの就労状況に応じた子育て支援サービスの提供が重要となります。

墨田区子ども・子育て会議においても、子育て支援に係るサービスや利便性の向上が課題として挙げられており、教育・保育の質の向上に向けた人員の適切配置や資質向上のほか、施設利用や一時預かりの申込みなど子育て支援に関するDX推進も求められています。加えて、在宅子育てにおける不安解消やニーズに対応した支援サービスも課題となっています。

また、乳幼児期から学齢期におけるいわゆる「小1の壁」などの課題への対応も望まれているほか、療育や多子世帯への支援の充実など、配慮が必要なこどもや保護者への支援の強化も求められています。

学齢期においては、学童クラブの量の確保も課題となっています。特に、共働き世帯が増えている中では、こどもの居場所づくりとして、放課後の過ごし方の充実も重要な課題となっています。

また、墨田区の特徴である地域のつながりの強みを生かした居場所づくりやネットワークづくりが求められています。加えて、不登校のこどもへの支援は引き続き取り組むべき課題となっているほか、近年顕著化しつつあるヤングケアラーについても学校や地域などとの連携により適切な対応や支援が必要となっています。

第3章 めざす将来像と基本方針

めざす将来像	基本方針	取組の方向性
全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている	基本方針1 妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます	(1) 妊娠・出産期における支援の充実 (2) こどもと親の健康づくりの促進 (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
	基本方針2 乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります	(1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備 (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
	基本方針3 こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります	(1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実 (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成 (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
	基本方針4 配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援 (3) こどもの貧困対策と支援 (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
	基本方針5 地域でこどもの育ちを支える取組を促進します	(1) 地域の子育て力の育成と協働 (2) 企業等の子育て力との協働 (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
	基本方針6 子育てしやすい環境づくりを推進します	(1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進 (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進 (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とD Xの推進

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

めざす将来像「全てのこどもが希望にあふれ健やかに育っている」社会の実現に向けて、6つの基本方針を掲げ、こども・子育て支援施策を展開していきます。

基本方針1

妊娠・出産期から子育てにおける支援を充実させます

[方向性]

- (1) 妊娠・出産期における支援の充実
 - 出産準備期の支援
 - 妊娠期から乳幼児期の支援
- (2) こどもと親の健康づくりの促進
 - 母子の健診・予防接種
 - 医療を安心して受けられる仕組み
 - 食育
 - 健康づくり
- (3) 一人ひとりに応じた子育て支援サービスの充実と利便性向上
 - 親子の交流・情報交換の場づくり
 - 相談できる場の提供
 - 親のリフレッシュや不安解消

基本方針2

乳幼児期における教育・保育の質とサービスの向上を図ります

[方向性]

- (1) 乳幼児が健やかに育つ教育・保育環境の整備
 - 保育の質の向上及び保育士等の人材確保・育成・定着
 - 乳幼児期における教育・保育の環境づくり
- (2) 多様なニーズに対応した保育の充実
 - さまざま状況への保育サポート
 - 病気や緊急時の保育サービス

基本方針 3

こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります

[方向性]

- (1) こどもが安心して過ごせる居場所づくり
 - 児童館・学童クラブの充実
 - こどもの居場所づくり
- (2) こどもの豊かな育ちを育む場・機会の充実
 - 学び・体験の機会づくり
 - 読書活動による豊かな心の育成
 - スポーツによる心身の育成
- (3) こどもの生きるための基礎的な力の育成
 - 多様な学習プログラムによる学校教育の充実
 - 情報教育とデジタル化への環境整備
 - 環境に対する教育の充実
 - 防災に関する教育の充実
 - こころを育む教育の充実
 - 学校教育の環境向上
- (4) こどもの育ちや自立を支える取組の推進
 - こどもの自立に向けた取組

基本方針 4

配慮が必要なこどもや家庭への支援を強化します

[方向性]

- (1) ひとり親家庭等への支援
 - 相談の場・機会づくり
 - 経済的負担の軽減
 - 自立のための支援施設
 - 自立・教育の支援
- (2) 障害のあるこどもの発達と成長支援
 - 療育の充実
 - 療育等における経済的支援
 - 教育的ニーズに応じた環境づくり
- (3) こどもの貧困対策と支援
 - こどもの貧困に対する取組
- (4) さまざまなサポートが必要なこどもと家庭への支援
 - いじめ・不登校への取組
 - 児童虐待防止

- ヤングケアラーへの支援
- 医療的ケア児への支援
- 外国籍児童への支援
- 経済的負担への支援
- 相談支援
- 多様性への取組

基本方針 5

地域でこどもの育ちを支える取組を促進します

[方向性]

- (1) 地域の子育て力の育成と協働
 - 子育てに関するネットワークづくり
 - 子ども会や少年団体の育成
 - 高齢者との関わりによる育成の機会
 - 生涯学習やボランティア活動への支援
 - 学校や地域・関係機関による青少年の健全育成
- (2) 企業等の子育て力との協働
 - 企業等との関わりづくり
- (3) こどもの安全安心を守る取組の推進
 - 防犯・交通安全
 - 犯罪対策
 - 安全安心に関する情報発信

基本方針 6

子育てしやすい環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 仕事と生活の調和に向けた取組の推進
 - 働き方に関する取組
- (2) 子育てを楽しめるまちづくりの推進
 - こどもを連れて出かけやすいまちづくり
 - 子育てしやすい住宅環境の整備
- (3) 子育て支援に関する情報発信の強化とD Xの推進
 - 多様な手法による情報発信
 - D Xの推進



第Ⅲ部 墨田区若者計画

第1章 墨田区若者計画について

1 墨田区若者計画策定の趣旨

こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上でさまざまな悩みを持つこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成22年4月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、同年7月に同法に基づく大綱として基本的な方針を定めた「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が第2次大綱として策定されました。また、東京都においても、平成27年8月に「東京都子供・若者計画」、その後、令和2年4月には「東京都子供・若者計画（第2期）」が策定され、新たなこども・若者育成支援の方向性が示されました。

さらに、こども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中、全てのこども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総掛かりでこども・若者の健全育成に取り組んでいくため、令和3年4月には「子供・若者育成支援推進大綱」が第3次に改定され、「全ての子供・若者の健やかな育成」「困難を有する子供・若者やその家族の支援」「創造的な未来を切り拓(ひら)く子供・若者の応援」「子供・若者の成長のための社会環境の整備」「子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援」の五つの基本方針が掲げられました。その後、1ページで触れたとおり、こどもに関する大綱を一つに束ねる形で、「こども大綱」が令和5年12月に策定されました。

こうした中、墨田区では、平成31年3月に「墨田区子ども・若者計画」を策定し、「全ての子ども・若者が、青年期に社会的自立を果たすことができる」を基本理念とし、全てのこども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成に向けたこども・若者育成支援施策を推進してきたところです。

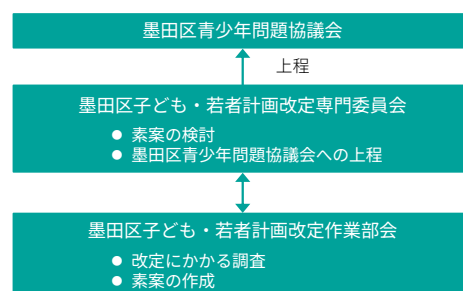
しかし、アフターコロナにおける新たな問題の表出など、特に若者を取り巻く環境が大きく変化する中で、若年無業者（ニート）やひきこもり、児童虐待、いじめ、さらには若者の貧困問題など、若者に関する諸問題が深刻化しています。こうした状況を踏まえ、若者が健やかに成長し、夢や希望を育み、円滑に社会生活を営むことができるよう、より一層の若者の育成支援施策の推進を図るため、「墨田区若者計画」として改定します。

なお、「墨田区若者計画」は、子ども・若者育成支援推進法に定める市町村子ども・若者計画のうち、若者の育成支援に関わる計画として位置付け、子どもに関わる計画は、「墨田区こども計画」に内包されています。

2 計画策定の体制

本計画の策定においては、若者施策に関わる区民や地域団体等の幅広い関係者で構成する「墨田区青少年問題協議会」にて審議しました。

また、計画及び施策等については、「墨田区子ども・若者計画改定専門委員会」及び「墨田区子ども・若者計画改定作業部会」にて検討を行いました。



第2章 墨田区における若者を取り巻く現状

こども大綱によると、これまでのこども関連3大綱を踏まえた課題認識の一つとして、令和3年4月に示された子供・若者育成支援推進大綱に関して、社会全体の状況としては、こどもの自殺などの生命・安全の危機、孤独・孤立の顕在化、低いウェルビーイング、格差拡大への懸念、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、リアルな体験とDXの両面展開、成年年齢の引下げ等への円滑な対応などへの指摘が示されています。

また、若者が過ごす場ごとの状況としては、世帯構造の変化、貧困、ひきこもり、家族観の変化といった家庭をめぐる課題や、つながりの希薄化といった地域社会をめぐる課題、インターネット利用の拡大による弊害といった情報通信環境をめぐる課題、ニートなどの就業をめぐる課題への指摘が示されています。

区においては、令和6年度墨田区青少年対策基本方針（令和6年7月）で、青少年をめぐる問題は、核家族化の進行、情報化社会の進展等を背景に複雑化・深刻化しており、インターネットの長時間利用によるネット依存やSNSなどをきっかけとしていじめや性被害、また、いわゆる闇バイトから犯罪に巻き込まれるトラブル、薬物乱用などが社会問題となっていると示唆されています。また、薬物に絡む重大事故の発生や乱用、若者の貧困、ヤングケアラーとなることによる生活等への支障、さらに、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、社会経験や知識等が少ない若者をターゲットにした消費者被害の拡大への懸念とともに、新型コロナウイルス感染症のさまざまな制限からの解放も相まって、若者を取り巻く社会環境の変化は激しさを増し、さまざまな問題として現れてきていることが挙げられています。

令和6年度に実施した墨田区若者実態調査結果をみると、ひきこもり群は13.6%、インターネット依存者15.9%と、前回調査時（平成30年度）よりもいずれも割合は高くなっており、上記に示すとおり、ひきこもりやインターネット依存の課題が深刻化しつつある状況ともいえます。

一方、若者のウェルビーイングにつながる自己肯定感として、「自分に自信がある

（58.2%）」と「自分のことが好き（71.8%）」という意識の割合は、いずれも前回調査時よりも上昇しており、今後もそれらを高めていくことを継続して進めていくことが求められます。

加えて、日頃の生活において求める居場所として、のんびりできる場所や行きたい時に行ける場所、好きなことをして自由に過ごせる場所など、気軽に行ける安全な居場所づくり（34.7%）が求められているほか、経済的困難への支援（34.1%）も大きな課題の一つとなっています。

また、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会においても、ひきこもりへの対策のほか、薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪増加への懸念が挙げられています。

加えて、若者の自主的な活動やチャレンジを後押しできる場や機会を通じて、若者それぞれの可能性を引き出すことの重要性も問われており、そのための環境や機会づくりとともに、それらをサポートする周囲の理解や意識の醸成も課題となっています。さらに、若者の社会的自立に向けた経済的な困難への支援なども課題として挙げられています。

若者を取り巻く重点課題

- ひきこもり・ニートへの対策
- インターネットによるトラブル防止
- 薬物やいわゆる闇バイトなどの犯罪抑制
- 若者の可能性を引き出す居場所や機会の充実
- 自己肯定感とそれらを支える周囲の理解や意識向上
- 経済的な困難への支援充実

若者の健全育成と
社会的自立への支援

第3章 めざす将来像と基本方針

めざす将来像	基本方針	取組の方向性
全ての若者が社会的自立を果たすことができる	基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します	(1) 基本的な生活習慣の形成
		(2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
		(3) 心身の健康保持の支援
	基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します	(1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
		(2) 若者の地域活動や社会参画の推進
		(3) 職業的自立の支援
	基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します	(1) 障害のある若者への支援
		(2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
		(3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
		(4) 若者の自殺対策
		(5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援
	基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します	(1) 非行・犯罪への対策
		(2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
		(3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
		(4) 若者への積極的な情報発信・情報共有
施策推進の視点	若者の健全育成の推進	若者の多様な体験・活動を促す“場”や“機会”の充実、仕組みづくり
		若者の健全育成と自立を支え合うための理解促進と意識醸成

第4章 めざす将来像の実現に向けた取組

めざす将来像「全ての若者が社会的自立を果たすことができる」社会の実現に向けて、4つの基本方針を掲げ、若者施策を展開していきます。

基本方針1 若者の健やかな成長に向けた支援を推進します

[方向性]

- (1) 基本的な生活習慣の形成
- (2) 健康づくりやスポーツ活動の推進
- (3) 心身の健康保持の支援

基本方針2 若者の豊かな人間力と社会を生き抜く力の育成を応援します

[方向性]

- (1) 多様な居場所づくりや体験の機会の充実
- (2) 若者の地域活動や社会参画の推進
- (3) 職業的自立の支援

基本方針3 若者一人ひとりの状況に応じた支援を推進します

[方向性]

- (1) 障害のある若者への支援
- (2) 若年無業者（ニート）・ひきこもり対策
- (3) 生活困窮家庭や若者の貧困の対策
- (4) 若者の自殺対策
- (5) さまざまな悩みを持つ若者に対応した支援

基本方針4 若者の健全育成と自立を支える環境づくりを推進します

[方向性]

- (1) 非行・犯罪への対策
- (2) 社会全体で若者を見守る仕組みの充実
- (3) 若者が安全・安心に暮らせる環境づくり
- (4) 若者への積極的な情報発信・情報共有



ひと、つながる。
墨田区

墨田区こども計画 概要版

2025（令和7）年度 - 2029（令和11）年度

令和7年3月

発行 墨田区

〒130 - 8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 (03) 5608 - 1111 代表

<https://www.city.sumida.lg.jp>

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート（表紙のデザインは、こどもが絵具で描いた墨田区の地図をイメージしたものです。）